連結

別表三の二付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法 第81条の13 (連結同族会社の特別税率)の規定の適用 を受ける場合に各連結法人ごとに作成し、その連結法 人の法人名を「法人名」の欄のかっこの中に記載しま す。
- 2 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として収入すべき金額2」の欄は、各連結法人の法第81条の18第1項第1号《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定の適用がないものとして同条の規定により計算した同項に規定する収入すべき金額を記載します。
- 3 「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として支出すべき金額3」の欄は、 各連結法人の法第81条の18第1項第1号の規定の適用 がないものとして同条の規定により計算した同項に規 定する支出すべき金額を記載します。
- 4 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額5」の 欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個 別所得金額に令第155条の25第1号(連結留保金額の 計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)の法

人税の税率を乗じて計算した金額を記載します。

- 5 「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額6」の 欄は、各連結法人の法第81条の18第1項に規定する個 別欠損金額に令第155条の25第1号の法人税の税率を 乗じて計算した金額を記載します。
- 6 「住 民 税 額 $(((4) \, \& \, (7) \, の) \, 5$ 多い金額) $\times \frac{30}{32} \times 20.7\%) \, 8$ 又は $(((4) \, \& \, (7) \, の) \, 5$ 多い金額) $\times 20.7\%$ 」

の欄は、平成16年4月1日以後に開始した連結事業年度にあっては「(((4) と (7) のうち多い金額) $\times \frac{30}{32} \times 20.7\%$)又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあっては「又は(((4) と (7) のうち多い金額) $\times 20.7\%$)」を消します。

7 「特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額の個別帰属額28」の欄は、措置法第68条の105 第1項 (株式移転に係る課税の特例)の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額のうち各連結法人に帰せられる金額を記載します。